

考えてみましょう

動物との暮らし方

人も動物も幸せに暮らすために、この機会に動物の飼い方について考えてみませんか。

☎生活環境課 Tel 23-7301

マイク  
(オス3歳)



9月は  
動物愛護月間

動物を飼うときのポイント



動物の習性などを  
正しく理解して飼う

ご近所の人全員が動物の好きな人とは限りません。正しいしつけをしましょう。また、飼育場所を清潔に保ち、排泄物・におい・鳴き声などがご近所の迷惑にならないようにしましょう。



排泄物の処理を適切に行う

散歩中にフンをしたときは、必ず持ち帰り処分しましょう。猫は専用のトイレを用意し、自宅敷地内の決まった場所でさせましょう。



迷子札  
・マイクロチップをつける

犬・猫の迷子防止に非常に有効です。マイクロチップは、かかりつけの動物病院に相談してください。



犬の放し飼いは犯罪です

犬の放し飼いは、禁止されています。事故や迷子の防止のためにも、散歩のときもリード（引き綱）を必ずつけてください。猫についても、事故や迷子・ふん尿などによるご近所とのトラブルを避けるため屋内で飼いましょう。



責任を持って  
飼える数だけ飼う

飼い主は生まれてくる子犬や子猫の将来にも責任を持たなければなりません。無計画な繁殖をして不幸な命を作らないように、繁殖を希望しないのであれば避妊・去勢手術を受けさせましょう。飼えないなら餌を与えないことも大切です。無責任な餌やりはみだりに繁殖をさせ、かえって動物を不幸にします。



最後まで責任をもって

動物はいのちです。かわいいだけではありません。飼い主の身勝手な都合で捨てられ殺処分されるペットが多数います。飼育を始める前に家族で話し合うなど、いのちの最後まで責任を持って飼育できるか、良く考えてからペットを迎えましょう。

# マイナンバーカードを取得して お買い物をもっとお得に！

## マイナポイント第2弾

▶国では、マイナンバーカードを取得した人を対象に、最大20,000円相当のポイントがもらえるマイナポイント制度を行っています。マイナポイントをもらうには、9月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。

詳しくは、こちらをご覧ください▶



マイナンバー  
カードの申請は  
9月末までに



## いしおかデジタル商品券

▶市内で利用できるデジタル商品券を販売します。購入額に対して40%分(最大2,000円)のプレミアムがつきます。購入には、スマートフォンを経由したマイナンバーカードの個人認証が必要です。

販売時期：11月中旬

～令和5年1月31日(予定)

利用期間：12月1日(予定)

～令和5年2月28日(予定)

必要なもの：マイナンバーカード、スマートフォン(マイナンバーカードの読み込みができるもの)

※利用できる店舗については11月1日号の折り込みチラシをご確認ください。

## デジタル商品券取扱店を募集します！

参加資格：①石岡市内に店舗、営業所などを有する事業所(市内の店舗などに限る)

②市が指定する二次元バーコードを導入し、キャッシュレス決済に対応する事業所

③詳細は、取扱店募集要項をご覧ください▶



※商品券は、不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの、風営法第2条に規定する役務、国税、地方税

や使用料などの公租公課等の物品及び役務の提供を受けるためには使用できません。

申込期間：～令和5年1月31日(予定)

※9月30日(予定)までに申請を行った場合は、11月1日号の折り込みチラシに掲載します。

申込方法：申請書に必要書類を添えて政策企画課へ持参。郵送による提出も可。

※申請書は石岡商工会議所・石岡市八郷商工会にて、または、市ホームページから取得できます。

### 【取扱事業所に5万円の奨励金】

市が指定した二次元コード決済をJPQRを用いて導入する取扱事業所へ、商工観光課から1事業者5万円の奨励金を支給します。詳しくは、こちらをご覧ください▶



### 【説明会を開催します】

商品券取扱店募集に関しての説明会を開催します。詳細を確認されたい場合はご参加ください。

日時：9月21日(予定) 午後2時～3時

場所：八郷総合支所 1階101会議室

☎制度概要・店舗募集について

☎政策企画課 TEL 23-7277

奨励金について

☎商工観光課 TEL 23-7741